

地域経済循環創造事業交付金交付要綱
(ローカル10,000プロジェクトに関する事業)

第1条 通則

地域経済循環創造事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2条 目的

この交付金は、都道府県又は市区町村（以下「地方公共団体」という。）が、地域の金融機関等と連携しながら民間事業者等による事業化段階で必要となる経費についての助成を行う場合において、その実施に要する経費を交付することにより、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とする。

第3条 交付対象

交付対象は、地方公共団体とする。

第4条 事業内容

次の各号のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、民間事業者等（以下、「交付金事業者」という。）が、初期投資を行う事業（以下「交付金事業」という。）に対し、地方公共団体が助成を行う場合に、当該地方公共団体に対して、交付金を交付する。

- (1) 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。
- (2) 事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。
- (3) 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。
- (4) 交付対象経費のうち、交付金事業者が地域金融機関、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫若しくは奄美群島振興開発基金から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額（以下「融資額等」という。）の総額が第6条に規定する公費による交付額と同額以上であり、当該融資は無担保（交付金事業によ

り取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)の融資であること。

なお、金融機関は経営者に対して交付金事業者の連帯保証人になること(経営者保証)を求めてはならない。

- 2 地方公共団体に対して、上記の目的に即した民間事業者等、大学等、金融機関、地方公共団体及び地域経済活性化支援機構等が連携して実施する地域経済活性化事業に要する出資等の経費についての助成を行う。

第5条 交付対象経費

交付対象経費は、第8条に規定する交付決定の日以降から、交付金事業者が当該地方公共団体に交付金事業完了の報告までの間に要した、以下に掲げる経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

- 2 第4条第2項にあっては、事業を実施するために特に必要と認められる経費とする。

第6条 交付限度額

交付対象経費のうち、融資額等を除いた額を対象として、地方公共団体が交付金事業者に助成する経費(以下「公費による交付額」という。)に対する国が地方公共団体に対して交付する交付金の額は、1事業あたり以下の各号に定める方法により算出した額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 融資額等が公費による交付額と同額以上1.5倍未満の額の場合にあっては、公費による交付額(2,500万円を上限とする。)に(4)に定める交付率を乗じて得た額とする。
- (2) 融資額等が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の額の場合にあっては、公費による交付額(3,500万円を上限とする。)に(4)に定める交付率を乗じて得た額とする。

(3) 融資額等が公費による交付額の2倍以上の額の場合にあつては、公費による交付額（5,000万円を上限とする。）に(4)に定める交付率を乗じて得た額とする。

(4) 交付率は、原則として1/2とする。ただし、次の表の左欄に掲げる区分にあつては、それぞれ右欄に掲げる交付率とする。

区 分	交付率
① 事業実施地が次の各号に掲げるいずれかの地域に該当する場合であり、かつ財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で申請年度前3年度内の各年度に係るもの（年度ごとに小数点第3位を四捨五入）を合算した数を3で除して得た数（小数点第3位を四捨五入）をいう。以下同じ。）が0.25以上0.5未満の市町村が助成を行う交付金事業（ただし、③に該当するものは除く。） (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域 (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域 (3) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域 (5) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域 (6) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項に規定する沖縄 (7) 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島 (8) 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島	2/3
② 事業実施地が①の各号に掲げるいずれかの地域に該当する場合であり、かつ財政力指数が0.25未満の市町村が助成を行う交付金事業（ただし、③に該当するものは除く。）	3/4
③ 生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であつて、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	9/10
④ 脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であつて、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、地域金融機関等からESG投融資を受ける新規性・モデル性の極めて高い事業と認められるもの	3/4

第7条 交付申請

交付金の交付を受けようとする地方公共団体は、別記様式第1号による交付申請書を総務大臣（以下「大臣」という。）が別に定める日までに提出しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる

消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。）」を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第 8 条 交付決定

大臣は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは速やかに交付決定を行い、別記様式第 2 号による交付決定書により、地方公共団体に通知するものとする。

- 2 大臣は、前条第 2 項ただし書による交付申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第 1 項の通知に際して必要な条件を付することができる。

第 9 条 申請の取下げ

交付決定通知を受けた地方公共団体は、前条の交付決定の内容に不服があるときには、交付金の交付の決定の日から起算して 30 日を経過する日までに、別記様式第 3 号による申請取下書を大臣に提出するものとする。

第 10 条 状況報告

地方公共団体は、大臣から要求があった場合は、交付金事業の遂行状況について別記様式第 4 号による遂行状況報告書を提出するものとする。

第 11 条 事業計画変更等の承認

地方公共団体は、次の各号の一に該当するときは、別記様式第 5 号による変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、交付対象総額の 10 パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 資金区分のうち、融資額等を減額しようとするとき。
- (3) 交付金事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ① 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、交付金事業者の自由な

創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられる場合。

② 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更である場合。

(4) 交付金事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 交付金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

第12条 実績報告

地方公共団体は、交付金事業が完了した場合は、その日から起算して30日以内又は交付金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 地方公共団体は、交付金事業が完了せずに国の会計年度が終了したときには、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第7条第2項ただし書により交付の申請をした地方公共団体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付金事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。

第13条 交付金の額の確定

大臣は、交付金事業に係る成果の報告書等の審査を行い、交付金事業が交付金の決定内容に適合すると認めたときは、交付額を確定し、地方公共団体に別記様式第10号による交付額確定通知書を通知するものとする。

2 前項において確定をしようとする交付金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 大臣は、地方公共団体に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、別記様式第11号による交付金返還命令通知書により、その超える部分の額に相当する交付金の返還を命ずるものとする。

4 前項の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、大臣は、未納額についてその未納期

間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第14条 交付金の支払

大臣は、前条の規定により交付金の額を確定した後に交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の交付決定の後に概算払いをすることができる。

- 2 地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、別記様式第12号による交付金請求書を大臣に提出しなければならない。

第15条 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

第7条第2項ただし書により交付の申請をした地方公共団体は、第12条第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第12条第3項の規定により減額した地方公共団体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号による消費税等仕入控除税額報告書により速やかに大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第13条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

第16条 交付決定の取消し等

大臣は、交付金事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、第8条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 地方公共団体が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 地方公共団体が、交付金を交付金事業以外の事業に使用した場合
- (3) 地方公共団体が、交付金事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 第8条の交付決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 交付金事業者が、法令に違反又は交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分の額に相当する交付金が既に交付されているときは、期限を定めて当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第4号及び第5号に規定する場合を除く。）には、その命令に係る交付金を地方公共団体が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の返還及び前項の納付の期限については、第13条第4項の規定を準用する。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第17条 交付金の経理等

地方公共団体は、交付金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、交付金事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第18条 財産の管理等

地方公共団体は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 地方公共団体は、取得財産等について、別記様式第7号による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 地方公共団体は、当該年度に取得財産等があるときは、第12条第1項に定める実績報告書に別記様式第8号による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。
- 4 大臣は、地方公共団体に取得財産等を処分することによる収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることがある。

第19条 財産処分の制限

取得財産等については、当該年度から交付規則別表に定める期間を経過する

までの間は、大臣の承認を受けないで、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- 2 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものとし、同令第14条第1項第2号の規定に基づく財産の処分を制限する期間は、交付規則第8条によるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別記様式第14号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認をする場合において、担保に供する処分の承認に当たっては、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年4月30日付け総官会第790号）の適用については、「抵当権」とあるのは「抵当権その他の担保権」と読み替えるものとする。
- 5 前条第4項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。

第20条 収益納付等

地方公共団体は、交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の30日以内に、別記様式第13号による事業化収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体は、事業化に係る会計経理を明らかにし、当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を、当該報告に係る会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
- 3 大臣は、第1項の報告により、交付金事業者により事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、地方公共団体に対して、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、交付金事業者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの交付金の交付目的に資する事業への再投資（第5条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると大臣が特に認めた場合はこの限りでない。
- 4 大臣は、第4条第2項による助成により地方公共団体に収益が生じたときは、地方公共団体に対して、交付した交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。
- 5 大臣は、第4条第2項による助成により地方公共団体が出資等して形成した投資事業有限責任組合等が解散、廃止等する場合において、地方公共団体に

出資等が返還されたときは、地方公共団体に対して、交付金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

6 第3項から第5項までの規定により、納付を命ずることができる額は、交付額を上限とする。

7 第3項から第5項までの規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

8 収益納付すべき期間は交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内とする。

9 地方公共団体及び交付金事業者は、交付決定の日の属する会計年度の翌年度以降、事業効果を検証することを目的として行われる調査に地域金融機関等の協力のもと、回答しなくてはならない。

第21条 勧告・助言等

大臣は、地方公共団体又は交付金事業者に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、交付金事業の施行の促進を図るため、必要な勧告若しくは助言をすることができる。

2 大臣は、地方公共団体又は交付金事業者に対し、必要があるときは、交付金事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第22条 交付金事業者への交付金交付の際に付すべき条件

地方公共団体は、地域経済循環創造事業を行う交付金事業者に交付金を交付するときは、第8条から第13条まで及び第15条から第21条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

第23条 その他必要な事項

その他必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月27日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月２１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年１１月１６日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月４日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月２日から適用する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から適用する。

附 則

- １ この要綱は、令和３年４月１日から適用する。
- ２ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法附則第５条第１項に規定する特定市町村（同法附則第６条第１項、同法附則第７条第１項及び同法附則第８条第１項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）であって、財政力指数が０.５未満の市町村が助成を行う事業（ただし、第６条第４号の表の③に該当するものは除く。）については、激変緩和のために令和９年３月３１日まで６年間（同法附則第５条第１項に規定する特別特定市町村（同法附則第６条第２項、第７条第２項及び第８条第２項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）については、令和１０年３月３１日まで７年間）の経過措置として、当該市町村の財政力指数に応じて、それぞれ第６条第４号の表の右欄に掲げる交付率とする。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。